第四十二条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中「別記様式第十四号の二」を「別記様式第十三号」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章　輸出入検疫等

第五十条第一項中「法第四十五条」を「第四十五条」に、「動物の種類に」を「種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）に」に、「相当下欄に掲げる」を「次の表の下欄に定める」に改め、同項ただし書中「次の表の下欄に掲げる」を「同欄に定める」に改め、同項の表第六号から第十三号までの項を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「けい留期間」を「係留期間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「同規則」を「同令」に、「けい留期間」を「係留期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「けい留期間は、法第三十七条第一項」を「係留期間は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において同条第一項」に改め、「及び第六号」及び「及び第十一号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一　家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがなくなるまでの期間
二　家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物	家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがなくなるまでの期間
三　家畜の伝染性疾病にかかるおそれがある動物	家畜の伝染性疾病にかかるおそれがなくなるまでの期間
四　家畜の伝染性疾病にかかつている疑いのある動物と同居していた動物	家畜の伝染性疾病にかかつている疑いのある動物がその疑いがなくなるまでの期間

第五十条の二中「電子情報処理組織」の下に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第二項、第五十四条第三項、第五十五条第二項及び第五十六条において同じ。）」を加え、「については、第五十条第六項の規定を準用する」を「における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六条第三項の規定の適用については、同項中「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三条第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し、」とする」に改める。

第五十一条第一項ただし書中「その者の使用に係る電子計算機」の下に「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を加え、「第四十条の規定により制規の検疫」を「第四十条第一項及び第二項の検査」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「第四十条の規定により制規の検疫」を「第四十条第一項及び第二項の検査」に改め、同条第三項中「第五十条第六項」を「前条」に改め、同条第四項中「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第五十四条第一項中「当り」を「当たり」に、「異る」を「異なる」に改め、同条第二項及び第三項中「規定により制規の検疫」を「検査」に改め、同条第四項中「第五十条第六項」を「第五十条第一項中「、第二十七条第一号ただし書」及び「、同号ただし書中「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と」を削り、同条第二項中「において」を「の規定により」に、「第五十条第六項」を「第五十条の二」に改める。

第五十六条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条の二」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章　病原体の所持に関する措置

（用語の定義）

第五十六条の二　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　管理区域　法第四十六条の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施錠その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。

二　保管庫　監視伝染病病原体を保管する設備をいう。

三　実験室　監視伝染病病原体を使用する室（次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。

四　検査室　家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなつた場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。

五　動物非使用検査室　動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。

六　製造施設　薬事法第二条第一項に規定する医薬品又は同条第十六項に規定する治験（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第三項（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施を含む。）の対象とされる薬物を製造するために監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等（以下「取扱い」という。）をする施設をいう。

七　実験室等　実験室、検査室及び製造施設をいう。

八　安全キャビネット　監視伝染病病原体を使用する装置であつて、日本工業規格Ｋ三八〇〇（バイオハザード対策用クラスⅡキャビネット。以下「ＪＩＳＫ三八〇〇」という。）に規定するバイオハザード対策用クラスⅡキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。

九　クラスⅢキャビネット　安全キャビネットのうち、ＪＩＳＫ三八〇〇に規定するバイオハザード対策用クラスⅢキャビネットの基本構造に適合するものをいう。

十　ヘパフィルター　給気及び排気に係るフィルターであつて、日本工業規格Ｂ九九二七（クリーンルーム用エアフィルタ性能試験方法）に規定する試験方法による試験を行つた場合において、日本工業規格Ｚ八一二二（コンタミネーションコントロール用語）の四一一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

十一　飼育設備　動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。

十二　アイソレーター　その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がヘパフィルターを通じてなされるものをいう。

十三　滅菌等設備　実験室等において使用された監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をする設備をいう。